

## 青森県立青森工業高等学校 服装・頭髪規程

- 1 服装・頭髪は個性を表すものである。生徒が主体的に考え、常に良識のある容儀を心がける。
- 2 登校・下校の際及び指定された時は本校規程の制服を着用する。
- 3 服装・頭髪指導において、再指導を受けた生徒に対しては反省文を書かせる。
- 4 本校の服装頭髪規程は次のとおりである。

### <女子>

ア 正装は指定の上着、濃紺地のスカート、ワイシャツ、ネクタイ、黒色のストッキングを着用する。また、上着の下に本校指定のベストを着用してもよい。左襟に校章をつける。

イ 夏服は濃紺地のスカート、長袖または半袖ワイシャツを着用する。また本校指定のベスト、夏用スカートを着用してもよい。

### <男子>

ア 正装は日本標準学生服の上下とし、上着は黒詰襟（右に「校章」左に「科章」をつける）とする。本校の「科章」は入学時のものを持上がりとする。また、ズボンは裾を引きずらない長さとし腰骨に掛かるウエストサイズとする。

イ 夏服は日本標準学生服のズボンに学年カラーの校章シールをアイロンで定着させた市販の白ワイシャツまたは本校指定の刺繍入り白ワイシャツとする。ワイシャツの裾は必ずズボンに入れる。ワイシャツの下は基本として白色系とする。

### <共通項目>

ア カーディガンやセーターは制服ではないので認めない。ただし、冬服の下で袖口や制服の下からはみ出さない限りは着用を認める。カーディガンやセーターのみで校内を歩くことや授業を受けることはできない。

イ 履物は校内においては指定のシューズをはく。またシューズのかかとはつぶさない。土足は認めない。

ウ カラーリップを含め化粧は認めない。またマニキュア等も認めない。眉は極端に加工しない。

エ パーマ等の加工や脱色・染髪は認めない。

オ ピアス・ネックレス・指輪・ブレスレット等アクセサリーの着用は認めない。

### 附 則

令和4年 9月15日 改正